

分譲地購入についての注意事項

分譲地のご購入を希望される方は、次の事項を遵守のうえ、お申込みください。

分譲地を購入できる方

市外に居住、または市内の貸家などに居住する栗原市市外出身者で、申し込み時点で20歳から40歳以下の方。

ただし、41歳から45歳までの方で、次のいずれかに該当する場合も購入できます。

- ・中学生以下の子どもがいる方
- ・新婚世帯（婚姻後1年以内）の方
- ・3世代で同居する方

購入の条件

- 1 契約日から5年以内に自ら居住する住宅を建築し、10年以上定住すること
- 2 同居予定の親族がいること
- 3 契約日から5年間は転売しないこと

申込方法

- 1 申込みは所定の「宅地分譲申込書」にご記入し、本人または代理人がお申込みください。申込みに関する一切の権限を代理人に委任する場合は、別紙「委任状」にご記入・実印を捺印のうえ、申込者の「印鑑登録証明書」とあわせてご提出ください。

お申込みをされた方には「宅地分譲申込書(控え)」等をお渡しします。

- 2 受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで
- 3 受付場所 栗原市役所 総務部 管財課 (0228-22-1116)
- 4 提出書類 「宅地分譲申込書」
「住民票謄本」
「所得証明書」
※共有名義の場合、所得証明書は共有者の方の分も必要となります。
「誓約書」
「市税に滞納がないことの証明（納税証明書）」
※納税証明は同居予定の方も必要となります。
「身分証明書（本籍地市町村発行）」

【お申込みについてのご注意】

- ① 決定後の区画の変更及び名義変更は、認めません。
- ② 電話・郵便等によるお申込みは、受け付けません。

売買契約締結

- 1 分譲決定者には、分譲地売却決定通知書を送付します。
- 2 市が指定した期日までに売買契約を締結していただきます。
- 3 ご契約時にご持参いただくものは以下のとおりです。
 - ・分譲地売却決定通知書
 - ・実印及びその印鑑証明書1通
 - ・収入印紙(2,000円)

【ご契約についてのご注意】

次のいずれかに該当するときは売買契約が解除され、違約金として売買代金の10%相当額をお支払いいただきます。

- ① 売買代金を期限までに納入しないとき。
- ② 売買代金の納入期限前に契約解除の申し出があったとき。
- ③ 契約書の条項に違反したとき。

契約保証金の納入

ご購入者には、売買契約を締結した日から30日以内に、売買代金の100分の10（1,000円未満の端数は切り捨てとする。）に相当する「契約保証金」を市が発行する納入通知書により納入していただきます。

所有権移転登記

- 1 売買代金から契約保証金を差引いた後の金額は、契約締結後60日以内にお支払いいただきます。
- 2 売買代金の納入が確認できましたら、栗原市において所有権移転登記申請を行います。ただし、登記に要する登録免許税はご購入者のご負担となります。

分譲地の引渡し

所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書をお受け取りいただき、お引渡し完了となります。

その他

- 1 栗原市上水道加入金 55,000円（20mmの場合）
- 2 栗原市市設置型浄化槽分担金 180,000円（5～7人槽）
- 3 不動産取得税 土地価格の3%（宮城県から納入通知書が届きます。）
- 4 入居後は、南郷蓬田地区の一員となりますので、自治会への加入、地区行事及び清掃作業等への参加をお願いします。